

**市の将来都市像**

- ◇市民協働のまち
- ◇環境先進都市
- ◇子育て・保健福祉のまち
- ◇商業・文化芸術都市

発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23  
市役所の代表電話042・722・3111  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

## 子ども手当の制度が変わりました

### 改めて申請が必要ですよ

10月～2012年3月の子ども手当は、特別措置法が成立したことにより、支給要件や金額などが変わるため、改めて認定請求(申請)が必要となりました。

9月分までの手当を町田市から受給している方には、10月25日から順次認定請求書をお送りします。

なお、9月中の転入や出生などのため、9月に請求書を提出した方は、手続きの必要はありません。

主な変更点は次のとおりです。

- ①支給金額が左上表のとおり変わります。
- ②お子さんが海外に居住している場合は受給できません(留学の場合は受給できることがあります)。
- ③お子さんが施設に入所している場合は、保護者でなく施設への支給となります。
- ④未成年後見人の方や、父母とも海外居住でお子さんのみ国内居住の場合の父母が指定した方は支給ができません。

支給金額一覧表

年齢	子ども1人あたりの月額
3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

※第何子かを数えるときは、18歳の年度末までのお子さん(1993年4月2日以降生まれ)の中で数えます。  
※9月分までは、子ども1人あたり月額13,000円です。

例1) お子さんが5歳と1歳の2人の場合は月額25,000円が支給されます

保護者A

1993年4月2日以降生まれのお子さん  
1996年4月2日以降生まれのお子さん

5歳 1歳

第1子 10,000円 第2子 15,000円

例2) お子さんが19歳、16歳、13歳、10歳、2歳の5人の場合は月額40,000円が支給されます

保護者B

1993年4月2日以降生まれのお子さん  
1996年4月2日以降生まれのお子さん

19歳 16歳 13歳 10歳 2歳

第1子とは数えません 第1子 手当なし 第2子 10,000円 第3子 15,000円 第4子 15,000円

⑤離婚協議中で父母が別居している場合、お子さんと同居している方の受給が可能です。

○対象者 町田市に住民登録または外国人登録がある方で、中学校修了までのお子さん(1996年4月2日以降生まれ)を養育している保護者(所得制限はありません)

※保護者とは、父母のうち生計を維持する程度の高い方(所得の高い方)です。

※外国人登録がある方で在留資格が「短期滞在」「興行」の方は対象外です。

※単身赴任などで保護者がお子さんと別居していても監護(養育)している場合は対象となります。保護者の住民登録地で手続きして下さい。

※保護者が公務員の場合は勤務先での手続きになります。

○申請期限 2012年3月30日、郵送の場合は3月31日(消印有効)

※期限までに提出すると10月分から手当が受けられます。

○手当の支給月 10月～2012年1月分、2012年2・3月分、2012年6月12日

※6・9月分は10月12日に支給します(振込通知はお送りしません)。

## 今号の紙面から

**3面**  
道路景観マップ「町田の景観」を配布します

**5面**  
総合健康づくりフェア2011

**6面**  
町田市民文学館開館5周年記念 落谷虹児展

## 家具転倒防止器具等 追加募集を行います

地震時の家具転倒等による人的被害を減らすため、家具類を固定する器具等を無償で支給します。

また、65歳以上の方のみの世帯や障がいのある方がいる世帯については、支給する器具の取り付けも行います。

器具の種類等の詳細はパンフレット(10月14日から各市民センター、防災安全課で配布するほか、町田市ホームページでダウンロードもできます)をご覧ください。

○対象 市内に居住し、住民登録または外国人登録のある世帯の世帯主(既にこの事業による器具等の支給または支給決定の通知を受けている方を除く)

○募集件数 約2500件(抽選)

○申し込み パンフレットに添付の申請書に必要事項を記入し、10月14日～28日(必着)に、直接または郵送で防災安全課(〒194-8520、中町1-20-23)へ。

※この事業は2009年度から3年間実施しているもので、今年度で終了します。

問 防災安全課 ☎724・3218 FAX 725・3280

## 年金型生命保険金の給付を受けた方へ 「特別還付金」給付を実施します

相続や贈与等により取得した生命保険契約などの年金に関する所得税の取り扱いが変更されました。

これに伴い、納付済み市・都民税のうち、相続税との二重課税により納め過ぎとなった税額相当分について、通常の過去5年分の還付に加え、5年を超える部分についても給付が受けられることになりました。

○対象 2000年1月1日から2005年12月31日までに相続や贈与等により年金型生命保険金給付があり、税務上「特別還付金」給付を受けた方

○受付期間 2012年6月30日まで

○申請 事前に電話で確認のうえ、必要書類を持参し、市民税課へおいで下さい。税務署への特別還付金請求とは別に市への申請が必要です。

国民健康保険税と介護保険料についても特別還付金の対象です。別途手続きが必要です。詳細は各担当へお問い合わせ下さい。

問 市・都民税について 市民税課 ☎724・2117 FAX 724・1177、国民健康保険税について 保険年金課 ☎724・2125 FAX 724・1182、介護保険料について 介護保険課 ☎721・3110 FAX 721・0913

月末に出生・転入の場合は、誕生日や前住所地での転出予定日から15日以内に請求して下さい。

※2012年4月以降の制度は未確定です。決まり次第本紙等でお知らせします。

問 子ども総務課 ☎724・2139 FAX 724・1189

○対象 2000年1月1日から2005年12月31日までに相続や贈与等により年金型生命保険金給付があり、税務上「特別還付金」給付を受けた方

○受付期間 2012年6月30日まで

○申請 事前に電話で確認のうえ、必要書類を持参し、市民税課へおいで下さい。税務署への特別還付金請求とは別に市への申請が必要です。

## 小中一貫 ゆくのき学園が来年度に開校します

相原町の市立大戸小学校と市立武蔵岡中学校が、来年4月、合同校舎型小中一貫校「町田市立小中一貫ゆくのき学園」として生まれ変わります。少人数ならではの特長を生かし、学校と地域が一体感を持って教育活動に取り組む「地域協働の学校」づくりを目指します。

校名の「ゆくのき」は、この地域に自生する樹木の「ゆくの木」に由来しています。

同校は、小規模特認校制度を創設し、既存の学区域ではなく、特例的に相原町全域からどの学年からでも就学希望者の受け入れを行います。

**ゆくの木はどんな木?**

マメ科の落葉樹木です。数年に1回雪のような白い花が咲くことから、「雪の木」が語源とされています。

問 教育総務課 ☎724・2172 FAX 724・1197、学務課(就学に関すること) ☎724・2176 FAX 724・1159